

平成21年度 特別認定更新等手続

* 特別認定更新 *

1. 対象者

- (1) 満22歳以上の者で、所得が130万円未満の者。ただし、60歳以上の公的年金等受給者、障害年金受給者であるときは、所得が180万円未満となります。
- (2) 平成21年4月1日に扶養手当が対象外となり、特別認定の手続きが必要となった者
- (3) 再任用(フルタイム)者の被扶養者は、全てが特別認定更新の対象となります。

2. 被扶養者の資格確認のための必要書類

提出書類

特別認定を受ける者全員

・被扶養者特別認定更新申立書

人事給与システム接続可能な所属は、別紙人事給与システム画面参照
人事給与システム接続不可の所属は、様式集⑤

・平成20年分の所得証明書

・仕送り状況確認書(別居している場合)

人事給与システム接続可能な所属は、下記人事給与システム画面参照
人事給与システム接続不可の所属は、様式集⑤-1

・住民票

組合員との同居状態が確認できる住民票(世帯全員)

* 注意事項 *

- ・同居が認定条件の三親等以外の親族(組合員の兄姉、伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、配偶者の子)を更新するときは、提出してください。
- ・組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び弟妹は、必要ありません。

及び、下記の該当する区分の必要書類を提出してください。

(1) 大学、予備校及び各種学校

・在学証明書

* 注意事項 *

- ・海外学校等の在学証明書の場合は、必ず訳文を添付してください。
- ・学生等でパート・アルバイト等の収入がある場合は、下記(4)も提出してください。

(2) 年金(国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料、各共済年金、農業者年金、生命保険契約に基づく個人年金及び貯蓄型の個人年金)収入がある場合

・平成21年の年金振込通知書の写し(平成21年6月のものが最新です。)

* 注意事項 *

- ・扶助料、障害年金、遺族年金は非課税のため所得証明書には記載されませんが収入となります。
- ・複数の年金を受給しているときは、全ての年金額改定通知書の写しを提出してください。
- ・所得証明書に年金以外の事業、農業、不動産等の所得がある場合は、確定申告書及び収支内訳書の写しも提出してください。
- ・年金額は、受給者の年齢、加算の有無により変動します。